伊賀市公共施設最適化計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、伊賀市公共施設最適化計画(以下「最適化計画」という。)の策定事務を進めるに当たり、必要な調査検討及び計画案の策定を行うため、伊賀市公共施設最適化計画検討会議(以下「検討会議」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 検討会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 最適化計画案の策定に関すること。
 - (2) 公共施設の利活用、処分、統廃合など個別案件のうち重大な事項に関すること。
 - (3) その他最適化計画に係る事項に関すること。

(組織)

- 第3条 検討会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。
- 2 検討会議に議長及び副議長を置き、議長は副市長をもって充て、副議長は財務部長を もって充てる。
- 3 議長は、会議を総括し、副議長は議長を補佐するとともに議長に事故あるとき、又は 欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 検討会議は、議長が必要に応じて招集し、議長がこれを主宰する。
- 5 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、関係職員に必要な書類を提出させ、又は検討会 議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

- 第4条 検討会議は、所掌する事務について調査研究及び分野別計画案等を作成するため、 プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を設置することができる。
- 2 チームにチームリーダー(以下「リーダー」という。)を置き、議長がこれを指名する。
- 3 チームにサブリーダーを置き、リーダーがこれを指名する。
- 4 リーダーは、チームを統括し、サブリーダーはリーダーを補佐するとともにリーダー に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 チームの会議は、リーダーが必要に応じて招集し、リーダーがこれを主宰する。

- 6 リーダーは、必要があると認めるときは、関係職員に必要な資料を提出させ、又は会 議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 7 リーダーは、会議の結果を検討会議に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、市政再生課が、チームの庶務は、リーダーが指定した課等において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この訓令は、平成26年4月14日から施行する。

別表 (第3条関係)

公(知り木房 床)	
副市長	議長
財務部長	副議長
危機管理監	
総務部次長	
企画振興部次長	
財務部次長	
人権生活環境部次長	
健康福祉部次長	
産業振興部次長	
建設部次長	
消防本部消防次長	
伊賀支所長	
島ヶ原支所長	
阿山支所長	
大山田支所長	
青山支所長	
教育委員会事務局校区再編推進監	